

## 滋賀県近未来技術等社会実装推進事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 滋賀県近未来技術等社会実装推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、滋賀県産業振興ビジョン2030（令和2年3月策定）に基づき、滋賀県内をフィールドに、近未来技術等の社会実装に向け、企業等からの申請に基づく実証実験の経費または滋賀県を題材に行う実現可能性調査に対して助成し、事業化に向けた取組の促進を図り、もって本県産業および経済の発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「近未来技術等」とは、IoT、AI、自動運転、ドローン、ビッグデータ、5G、CO<sub>2</sub>削減（CO<sub>2</sub>ネットゼロ）に資する技術等をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、別表1に掲げるものとする。

### (補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、別表2に定めるところによる。

### (補助対象経費、補助率および補助限度額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額は、別表3に定めるところによる。

### (事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の額の内示)

第8条 知事は、前条に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、別表3に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の額の内示を行うものとする。

2 知事は、前項の内示を行うにあたっては、別に定める審査会の意見を聴取するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条第1項の補助金の内示を受けた者は、補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第10条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定は、申請を受け付けた日から30日以内に行うこととし、その通知は補助金交付決定通知書(様式第3号)により行う。

(申請の取下げ)

第11条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第12条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)の経費の配分を変更しようとするとき。ただし、経費区分ごとに配分された額の20%以内、または10万円以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。
- (3) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、9月30日までの補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報

告書（様式第6号）を10月30日までに知事に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、知事が別に指定する日までに提出するものとする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して20日を経過した日または補助金の交付の決定にかかる年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の補助金の額の確定にあたっては、提出を受け付けた日から30日以内に行うものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（財産の管理および処分）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、台帳（様式第8号）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、別に定める財産処分制限期間内において、取得財産等のうち、その取得価格または効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の財産処分の承認にあたっては、提出を受け付けた日から30日以内に行うものとする。
- 5 知事は、第3項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る資産処分等により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。ただし、確定した消費税等仕入控除税額が実績報告書において減額した消費税等仕入控除税額を上回らない場合は、提出を要しない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずることができる。

（実施結果の企業化）

第18条 補助事業者は、補助事業の成果の企業化に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況について、企業化状況報告書

(様式第11号)を作成し、知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告書に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権または商標権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業年度または補助事業年度の終了後5年以内に出願、取得した場合もしくは産業財産権等を譲渡し、または実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権等取得等届出書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第20条 知事は、第18条第2項に規定する報告書または前条に規定する届出書により、補助事業者が当該補助事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(補助金の交付)

第21条 知事は、第15条第2項の規定により補助金の額を確定したときは、すみやかに補助金の交付を行う。

(補助金に係る経理)

第22条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の発表)

第23条 知事は、必要があると認めるときは、事業の成果について補助事業者に発表報告させることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第24条 補助事業者は、第9条の規定に基づく交付の申請、第12条の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく遅延等の申請、第14条の規定に基づく状況報告、第15条の規定に基づく実績報告、第16条の規定に基づく財産の処分の承認申請、第17条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第18条の規定に基づく企業化状況報告または第19条の規定に基づく財産権に関する届け出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第25条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金に限り適用する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象者

次のいずれかに該当する者

企業、大学、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体および個人事業主。滋賀県内での事業所の有無や規模は問わない。なお、滋賀県内に事業所等がない団体および個人事業主の場合、滋賀県内事業者との連携を要件とする。

別表 2（第 5 条関係）

補助対象事業

滋賀県産業振興ビジョン 2030 で重視する視点の 1 つである「実証実験のフィールド滋賀」に資する近未来技術等の活用によるビジネスモデルの構築を図るために実施される事業の全部または一部で、滋賀県を題材に行われる実現可能性調査、または県内において行われる実証実験を対象とする。

別表3（第6条関係）

1. 補助対象経費

経費区分	内 容
事業費	謝金、旅費・宿泊費、受講料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、産業財産権等取得費、通訳料・翻訳料、借損料、調査費、連携構築費、臨時的に雇い入れた者に係る経費、原材料費、機械装置・システム購入等費、試作・試行・実験費、技術導入費、保険料、広告宣伝費
委託費	外部の機関等に補助事業の一部を委託する経費（検査費含む）
その他経費	上記の他、知事が特に必要と認める経費

2. 補助率 補助対象経費の2分の1以内

3. 補助限度額 100万円以上 1,000万円以内

4. その他 補助金交付額は、補助金の合計額の千円未満を切り捨てた額とする。